

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(平成26年12月10日)

○ 伊藤 元委員長

おはようございます。

座って失礼をさせていただきます。インターネットの中継の開始をお願いします。

それでは、産業生活常任委員会を開催させていただきたいと思います。

まず、冒頭に皆さんにお伝えをさせていただきたいことが数点ございますので、お聞き取りください。

委員の皆さんのお手元に10月に行いました所管事務調査、地域マネージャーのあり方についての報告書案を配付しております。ご確認をいただいた上、修正等意見がある場合は17日水曜日までに事務局のほうにお伝えいただきますようよろしくお願いいたしたいと思っております。

それから、その他事項で、常任委員会中に所管事務調査を行うことができるとなっておりますので、何かありましたら私のほうへお伝えをさせていただきたいと思いますが、今のところ、特にございませんね。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

また、何か出てくるようございましたら、お伝えをお願いしたいと思います。

それから、今定例月議会において、市民文化部、商工農水部関係の予算で旧東橋北小学校整備に係る設計業務委託についての債務負担行為の補正が上げられておりますが、所管がこども未来部にも及ぶため、先日の予算常任委員会全体会において、この部分につきましては、当初から全体会で取り扱うこととなっておりますので、その辺よろしくご了承いただきたいと思います。

それでは、市民文化部さんから入っていきたいと思いますので、まず、前田部長のほうからご挨拶をいただきたいと思います。

○ 前田市民文化部長

皆さん、おはようございます。市民文化部長の前田でございます。

本日、市民文化部からご審議をお願いする主な内容でございますけれども、学校統合により遊休化している旧三浜小学校を活用した芸術文化の活動の場づくりとして施設の整備を図ってまいりたいと思っております。その設計に伴う債務負担行為等の補正予算案。

それから、あさけプラザの管理運営に伴う業務委託に係る債務負担行為等の設定についての補正予算案を計上させていただいております。

それから、後ほどの常任委員会におきましては、現在の楠総合支所を楠地区市民センターとする四日市市地区市民センター条例等の改正であるとか、あるいは楠総合支所関係の条例の廃止、あるいは現楠公民館を楠交流会館とする条例の制定等、関係条例の条例案を上程させていただいております。

それから、最後に、協議会をお願いしておりまして、男女共同参画プランよっかいち2015～2020の素案をまとめております。これについてもご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第20目 文化振興費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、早速会議へ入っていきたくと思います。

予算常任委員会産業生活分科会としまして、市民文化部中文化振興課、あさけプラザ所管部分の議案についての審議から行ってまいります。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第20目文化振興費及び第2条債務負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

説明を求めます。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

文化振興課長の小林でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私のほうからは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、歳出予算の第2款総務費、第1項総務管理費、第20目文化振興費に係る補正予算と、それから、債務負担行為の文化振興課関係分をご説明いたします。

説明の資料でございますが、11月補正予算参考資料の12ページをごらんください。補正予算参考資料の12ページでございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしいでしょうか。

（異議なし）

○ 伊藤 元委員長

お願いいたします。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

見出しにございます、芸術と文化活動の場づくり事業の旧三浜小学校整備に係る設計業務委託でございます。

補正予算書の該当ページは、このページの右肩に記載がございます。歳出の補正が24、25ページ、債務負担行為に関する補正が10ページと63ページとなっております。

芸術と文化活動の場づくり事業につきましては、ことし8月、9月の議員説明会で旧三浜小学校において整備をしていくという市の考えをご説明申し上げております。総合計画にも、文化会館などの既存施設を補完し、芸術文化活動における練習機能の充実につながるよう、遊休化する公共施設（学校施設）を有効活用した新たな芸術文化活動の場を整備していくというふうにごうたわせていただいております。推進計画に上げさせていただいている事業でございます。

平成26年度当初の予算としましては、候補地は限定されていないものの、小学校跡を活用して芸術文化活動の場を整備するため、基本構想と基本設計の策定経費といたしまして500万円を計上いたしておりました。これにつきましては、このページの下の方の3に

記載しておりますが、500万円全額を減額補正させていただき、かわりまして、基本設計と実施設計を一体といたしまして、平成26年度から27年度に5050万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

旧三浜小学校跡の芸術と文化活動の場としまして、施設の供用開始時期は、議員説明会でもご説明申し上げましたが、平成28年の秋を予定しておりまして、それに向けて準備を進めるには、今回、基本設計と実施設計を一体といたしまして、今年度中に契約を行いまして、実際の支払いは来年27年度とするものでございます。

施設の概要は、中ほどに記載をさせていただいているとおりでございます。施設の利活用といたしましては、校舎1階の一部を地元の地域活動施設に、また、1階から3階までの芸術文化活動の施設と、それから、市民大学など生涯学習の場としても活用してまいりたいと考えております。

説明は以上でございますが、議員説明会におきまして、各議員からいただきました主な意見と対応方針につきましては、11月補正予算参考資料追加分の3ページから4ページ、A3版でございます。参考資料追加分の3ページから4ページ、追加分でございますね。

○ **伊藤 元委員長**

11月補正予算参考資料追加分、A3が折り込んであるやつですね。
お願いいたします。

○ **小林市民文化部参事兼文化振興課長**

こちらにも記載をさせていただいておりますので、参考にごらんになっていただければというふうに思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ **伊藤 元委員長**

説明はお聞き及びのとおりでございますが、次。

○ **岡本あさけプラザ館長**

あさけプラザの岡本でございます。

私からは、第2条債務負担行為の補正中、あさけプラザ関係部分についてご説明申し上げ

げます。

補正予算書の10ページと63ページでございます。10ページをごらんください。

○ 伊藤 元委員長

お願いいたします。

○ 岡本あさけプラザ館長

10ページの三つ目でございます、あさけプラザ総合管理業務委託費につきまして、平成26年度から平成29年度まで債務負担行為限度額7770万円で施設の管理業務を委託するもの
でございます。現在の契約は、平成24年度から26年度の3年間で、今年度が最終年となっ
ております。引き続き、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3カ年の委託を行
うものでございます。

63ページをごらんください。

こちら三つ目でございます。補正予算額は、債務負担行為限度額7770万円で、平成26
年度に入札、契約行為を行い、27年度から29年度までの業務を行います。あさけプラザは
広域複合コミュニティー施設として、子供からお年寄りまで年間43万人もの来館者があり
ます。来館者が安心して快適にご利用いただけますよう、館内の安全を確保し、快適な施
設環境を維持することを目的に施設の管理業務を委託して行っております。

なお、内容といたしましては、施設の清掃、電気、機械設備の運転保守管理、保安警備、
植栽管理、害虫駆除等々の業務を委託してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

説明は以上ですね。

ご説明をいただきました。これからご質疑、ご意見ございます方は挙手にてご発言をお
願いたいと思います。いかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

確認も含めて教えてほしいんですけど、今、二つ説明受けて、前段の部分は旧三浜小学

校の補正ということですよ。補正の減額、つまり当初予算500万円計上したけど、全額、基本、説明にあるように減額補正して、26年度から27年度の一番下の債務負担行為の限度額を設定するということで、後段のは債務負担行為の設定だけですよ。

前段の今年度の当初予算は500万円の計上だけやったんだけど、債務負担行為の限度額は550万円にしてあるやんか。5050万円。そうか、そうか、読み違いや。単純にあって思ってさ。そんな50の数字が何が違うんかなと思って、ごめんなさい、失礼。

○ 伊藤 元委員長

いかがでしょうか、ご質疑。

○ 小林博次委員

特に異論があるわけではないんやけど、12ページの旧三浜小学校の、例えばこれでいくと、運動場だとかプールだとか、そういうものの利用はこの中に入っていないわけやね。だから、何割かの部分的に使うという提案がされているわけやけど、ちょっと説明が足りんのと違うかと思うんやけど。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

運動場、それからプール等につきましては、議員説明会の8月、9月のときにも多くご意見を頂戴いたしまして。

○ 小林博次委員

それを聞いておるんやけど。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

運動場につきましては、そのまま残して使えるようにという市民の声もいただいております。ですから、そのまま残しまして、当初、その運動場に若干の駐車場を予定しておりましたが、それはもうやめて、プールを撤去して駐車場にさせていただくということで考えておりました。その整備は行っていく予定をしております。

○ 小林博次委員

全部一遍に審査させてもらおうと審査になるんやけど、部分的には議員説明会で説明したよと。説明して論議らしい論議にはなっていないんやけど。何でこんな質問しているかという、例えば納屋小学校の跡のプールはそのまま残っておるんやけど、ボウフラの巣なんやな。防火用水として残っておることは確かなんやけど、だから、きちっとした論議されてなしにそのまま通り過ぎたからこういう結果になっているとかね。運動場でも半分ぐらいは雑草まるけなんや。あんた方が刈ってくれておるのか。

だから、もうちょっと全体を正確な審議しないと、部分的ではまずいと思っておるんやけど、そういうことで質問しただけで、ここの場所に残っておる部分審査するということにはなっていないからあれなんやけど、別に答弁してもらわんでええけど。だから、問題提起するときはきちっと後に維持管理も含めてあるわけやから、当然、建物を活用すりゃ、運動場を駐車場に使える、あるいはプールの跡を駐車場に使えるその管理も出てくるわけやわな。だから、そういうもの見当たらんので、どんな感じかいなど。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

施設ができた後の運営管理費といいますか、ランニングコスト等は、今後、十分、もちろん運動場等も含めていろいろどのように管理していくかということもございますので——誰がどのように管理していくかということもございますので——今後、十分検討いたしまして、この設計業務の後、また来年度にもランニングコストの部分につきましてはご審議賜るような、議会においてご説明をしていきたいというふうに思っております。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

○ 小林博次委員

よくないけど、ええわ。

○ 伊藤 元委員長

とりあえず、そうしたらおさめてください。

○ 加藤清助委員

対応方針のこれについて聞いてもいいんですか。考え方というか。議案自体は補正の部分ですよ。補正にかかわるこの考え方の部分ということで、小林委員もさっき。

○ 伊藤 元委員長

ちょっと関連する部分で。

○ 加藤清助委員

いいんですよ。

○ 伊藤 元委員長

そうしたら、一遍よろしくお願いします。

○ 加藤清助委員

ちょっと気になったもので、追加でしたっけ、A3のやつ、議員説明会的时候にもあったかと思うんですけど、4ページに共通する意見と対応方針というのを市のほうが示しているんですが、四つ目のやつに体育館の利用についてというので、主な意見というので、地元だとかそういうところか、あるいは議会かなというふうに見ているんですけど、体育館の利用について、地元の方を優先するにしても全市的に開放すべきという意見について、対応方針では、地元利用を優先としつつ全市的に開放できるよう、事前に地域とも調整していくという、ぼやっとしておるのやけど、そうすると、全市的な開放というのは当然前提としてあるんやけど、地元利用を優先としつつというのはどういうふうを描くんかな。

だから、申し込みがあったら地元の人を優先して利用するというのを想定に考えておるんか、するとそれは、市民全体に全市的に開放するというのと、どう整合性を説明されるんかなというふうに、利用者側から見た場合にね。全市的に開放しますよと言いながら、申し込みがあったら、この地元というのがどこまでが地元なんか、それもようわからんし、ぼやっとしておる中で、これから詰めていくと思うんやけど、そこをもうちょっと示しておいてもらわんと、後から、ええ、そうなん、そうやったんかと言われると困るんかなと思う。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

今、加藤委員もおっしゃっていただいたように、これから詰めていきたいというふうには思っておりますが、ただ、今、おっしゃったように、全市でオープンにしておいてから、後から地元の方が入るというふうな、そういうふうなことは全く考えておりませんで、ちょっとこれは事例ではございますが、例えば地区市民センターも地元の方が先に早い時期から押さえることができ、あいておればほかの地区の方が入っていても、というふうなことがございますので、段階的に時期を少しずらしてというふうなことも考えられるのかなというふうには思いますが、この辺も含めて十分考えていきたいと思っております。

それと、あと、地元の範囲というのもぼやっとしているということも、十分、どのような団体を地元というふうにするかというふうなことも詰めていきたいというふうには思っております。

○ 加藤清助委員

だから、地区市民センターの利用というのは、行政区もはっきりしておるし、その地区市民センターの利用といった場合の地元というのは、共通的な理解でその地区市民センターの所管する行政区という範囲で住民側も理解されているし、されると思うんやけど、今度の施設の利用で考えると、そういう懸念があるもので、きちっと説明ができるような考え方を今以上にはっきりさせていかないといけないのかなと思ったものでお尋ねをいたしました。

○ 伊藤 元委員長

多分、これは、今、説明ございましたけれども、全市的に開いていくために地元地域の人たちとどういう使い方がいいのかというのを優先して考えて、そのベースをつくっていくということではないのかなというふうに私は理解しておるんですが、それで、具体的にそのグラウンドを地元の方が必ず優先なんやということではないんじゃないかなと思っておるんですね。

まず、基本構想というか、どういう形に開いていくかを地元の人たちを対象に優先的に意見を盛り入れて全体的に使っていけるような利用をというような思いなんですけど、違いますか。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

そうですね、地域、塩浜、三浜の地元の方々が、例えば防災訓練をするとか、そういう公的に誰もが優先されるべきものが年間の計画などもつくられる中で、三浜でこういう使い方をしたいと、そういうふうなことが優先はされるだろうというふうに思いますが、ほかにもいろいろどのような使い方をされるかも伺いながら、事前に早い段階で協議をしてやっていくというふうなことで進めてまいりたいとは思っております。

○ 伊藤 元委員長

本当に公平感を失わないような形できちんとやっていっていただきたいなというふうには思いますね。

小林委員、関連でどうぞ。

○ 小林博次委員

現実問題、例えば旧納屋小学校の体育館なんかは借りにくいんやわな。あんた方の思っておる地元はどこなん、あそこだと港地区と中央地区と同和地区なんやろうな。もう、港地区が管理しておるわけやろう。そうすると、同和とか中央は借りられへんわけやん。それ以外のところからも借りにいくと、何かうるさいとかうるさくないとかって全然貸してくれやん。だから、言っておることと対応が違うので、こんなんはどこかでやっぱり統一して管理して、地元といえども、きょう使うとか使わんとか、あらかじめ申し入れするような仕組みをつくっておかんと、それは宝の持ち腐れになってしまう。だから、活用しにくくなる。こんなことがあるので、その辺をどんなふうに思っているんですかね。

これ、一つだけやったら、これからずっとふえてくるわけで、だから、どこかでもうひな形つくって、そういう対応のマニュアルつくっておいたほうがええと思うんやけど。

○ 前田市民文化部長

ご指摘のような地元を考えていくということについては、地元とも当然話し合いをして……。その経緯もございます。その小学校の地域の人たちが、ずっとやっぱりそこを一つの施設として使ってきて愛着を持ってみえるというところもありますので、その中でまずそういう地元との意見交換も十分した上で、全市的に考え方をどういうふうに整理をするか。

今後、この三浜小学校の例なんかも十分踏まえながら、例えばそうした他の施設の地元利用の考え方についても、改善すべきところについてはそういう姿勢で進めていくということは検討してまいりたいと思います。

○ 小林博次委員

そういうことなんやけど、まず最初に、地元がはっきりしていない。だから、この場合は三浜と塩浜やろう。地元ってそういう縛りになっているのかというと、三浜やと思うんやな。あんた方の意識の中も実態も。だから、統合したわけやから地元の範囲がもっと広い。そこのところ、きちっと確認することと、それから、それ以外の人たちも、だからだんだん子供たちもおらんようになるし、利用頻度が下がってくる地域で有効活用しようと思うと、できるだけほかの地域の人も活用してもらうことが大事なので、だから、その辺の物差しだけはきちっと整理してください。終わり。

○ 伊藤 元委員長

という要望でございます。

○ 中森慎二議長

ちょっと委員外議員ですけれども、関連して、特に私も小林先生おっしゃったことそのとおりだと思うので、三浜小学校の跡活用ではあるんだけど、芸術文化活動の拠点施設として新たに整備するんだという視点に立った体育館の利用の内容というものを、やはり地元の方にも理解してもらうことがないと、この予算全体がなかなか理解されにくいと私は思うんですよ。

だから、やっぱりそここのところはきちり話をしていけないかスタンスを持たないと、確かに今までその小学校区の中のいろんな活動で優先的に使われてきたことはあるんだろうけれども、でも、それを超えて、やっぱり三浜小学校が芸術文化活動の施設として付随した体育館という位置づけは、納屋小学校とはまた違う性格が非常に強いと私は思うんですよ。

だから、そここのところをやっぱり地元の人と話をする中においても、基本的な行政のスタンスを、新たな拠点整備なんですよということをやっぱり理解していただくようなスタンスを持っていないと、オープンしてからやっぱり混乱をしたり、思っていたような施設

利用ができないじゃないかという、周りの地域以外の方々からの苦情が出るおそれもあるので、そののところ、やっぱりよく立ち位置をしっかりと話ししていかないと、ぼやっとしたままいくと、加藤さんご心配のような形がやっぱり出てくる可能性があると思うんで、その辺だけぜひお願いしておきたいなと思いますけどね。

○ 伊藤 元委員長

コメントございます。ちょっとコメント。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

おっしゃることよくわかりますので、これから十分、地元の方にご理解得られるよう話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

○ 伊藤 元委員長

よろしく申し上げます。

○ 伊藤修一委員

関連した話が続いているんですが、11月定例月議会における議案に対する意見募集というのを議会のほうでやられて、その市民の方からの意見の中に、やっぱりこの施設に対していろんな期待というのも当然入っておって、行政が考えている構想と市民との温度差というか、いろいろやっぱりそういう部分では格差が出てきておっては、やはりこの事業を進めていく部分では早い時期にきちっとした対応をしていくべきだと。

特に塩浜地区については、この施設の活性化のためにも広く利用したいと、そういう声も意見募集の中に入っておって、結局、その地域にとってみたら、この施設というのがどういうふうなかかわりができるかということが漠然としておるところにやっぱりちょっと問題があって、先ほど課長は、早い時期に地元とは話をしていくとはおっしゃってみえるけれども、ここで債務負担行為をスタートしていくと、もう26年度中にコンセプトとか、いわゆる基本の設計の仕事が動き出してしまうわけで、きちっとタイムスケジュールをやっぱり示すべきやと思うんです。余りにも漠然として、26年には何をする、27年のいつには何をするということが全然見えないところで債務負担行為を認めてくれということでは、少しやっぱりそういう心配というのが残るんじゃないかなと。

そこで、ちょっとそういうふうなもう少し詳しいタイムスケジュールをやっぱり披瀝していただきたいのと、あとはちょっと別件ですが、この施設の管理は市民文化部が全面的にやるということですから、ほかに所管をまたぐような利用はないのかどうかだけ確認しておきたいと思います。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

タイムスケジュールを示すべきということ、そういった業務を進めていく上でも計画的に進めるというのは大事なことでございますので、作成してまいりたいというふうに思います。

それから、今、芸術文化活動以外の使い道はあるのか、ほかの部とのそういうところはあるのかということでございますけれども、今は市民文化部が所管をいたしまして、現状でも練習や発表の場が足りないと言われております文化活動等の皆様に——一部生涯学習の部分もございまして——そういった団体の皆様に安全、快適に使っていただけるような施設としてまいりたいというふうに思っております。

○ 伊藤修一委員

冒頭の最初の部分のスケジュールですけど、やっぱり12ページの資料ではスケジュールというところがちょっと漠然としているので、地元への対応も含めたカレンダーというか、そのところはまた委員会のほうに何らかの形でこう考えているということを資料でもいいので提出してください。

○ 前田市民文化部長

スケジュールにつきましては、8月4日の議員説明会の折でも、東橋北小学校と合わせた旧三浜小学校の設計や工事のスケジュールについては、大きくはお示しをさせていただいております。さらに、今後、内容について、どのようなやっぱり課題があつて、どのような方向性を持ってやっていくかについては、この設計やそういうものの進捗と合わせてお示しをしていくというような形がいいのかなというふうには思っておりますので、その辺、ご理解をお願いしたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

よろしく申し上げます。

○ 伊藤嗣也委員

中森議長の関連になると思うんですけど、要は芸術文化活動の場づくりの事業ですよ。それで、文化会館などの既存の施設を補完する目的で芸術文化の活動における練習や発表の場ということだと思いますが、この体育館なんですか、あくまでも先ほど申し上げた場であって、スポーツとかそういうのは行われたいという前提で理解してよろしいんでしょうか。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

そうですね、今、実は学校開放——もう学校ではございませんのだけれども——学校開放の延長で体育館を使われているスポーツ団体等はいらっしゃるのはいらっしゃいます。先ほど地元をどこまで範囲とするかというふうな話もございましたけれども、その辺も、今、言われるように、文化だけに限っていくのか、あと、既にお使いいただいている団体の皆様にはどのように協議していくのかというふうなことは大きな課題としてございますので、今後、そういった関係団体の皆様とも協議しながら詰めていきたいというふうには思いますが、大方はやはり文化の活動の場としていきたいという思いはございます。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、今のところの考えではスポーツもオーケーということで、現実、そういう理解でよろしいですね。というのは、ここに書いてあることにスポーツ入れるならスポーツ入れてもらわないといけないと思うんですよ。だから、要は市民文化部が所管するわけで、スポーツ入れるなら教育委員会も絡んでくると思うので、その辺が今のような答弁ではちょっと理解しがたい。はっきり、今、していただかないと、これ、設計業務に入っていくわけですから、そこは、今、はっきりしてもらいたいんですけど、いかがですか。

○ 伊藤 元委員長

いかがですか。グラウンドも含めてということになってくるかと思うんですよ。グラウンド、体育館ですね。プールはこの間の話もありましたけれども、そこら辺。

○ 中森慎二議長

ちょっと理事者は、今、答えにくいかもわからないけど、逆にこの12ページにこう書いてもらってあるということは、この利用を目指して調整していただくという理解で……。なかなか地元とのあれもあるので今すぐにはお答えできないと思うけれども、でも、ここにこう書いてもらったんですから、スポーツ入っていないということは、文化を中心とした前提で交渉してもらおうということじゃないかというふうに、私のほうは理解させてもらったらどうかと。

○ 伊藤 元委員長

そうですね。

じゃ、伊藤嗣也委員、よろしいですか。

○ 伊藤嗣也委員

そうしましたら、先ほど今すぐ、今はっきりしてほしいと申し上げましたが、ここに書いていない以上、スポーツは今のところ考えていないということで理解させていただきます。

○ 伊藤 元委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

ごめんね。伊藤修一委員がスケジュールが粗いやないかということをおっしゃいましたよね。私も見ておってそのとおりのことだと思って、27年度にかけての債務負担行為の設定という割には、じゃ、利用開始の時期はいつなんやとかって、これ、28年度の途中のところまで改修工事が点、点、点とあるから、28年度の途中で利用開始ができるんかとか読みようがないし、当然、その債務負担行為の設定を行う前提として、あと、行政財産としてですから、その行政財産には多分条例か何かがつくられるんでしょうね、設置条例が。その設置目的だとかを条文化すると思うんやけど、その条例は多分利用が始まる直前ぐらいに条例が出てきて、それを確認して、そういうセオリーになっていくと思うんやけど、そこら辺が非常にちょっと不足しているんかなというふうに思いましたので、さっきもおっしゃいましたけ

ど、もうちょっと前提をはっきりさせるべきことははっきりさせておいたほうがいいのかなど、目途だとかはね。

○ 小林市民文化部参事兼文化振興課長

今のタイムスケジュールについてでございますが、議員説明会の8月4日の資料に少し示させていただいております。施設の供用開始につきましては、平成28年の10月に完成をいたしまして、11月ごろに供用開始ができればなというふうに思っておりますのと、それにつきましては、公の施設ができますので、使用料等も含めて27年度の2月定例会議会等で条例案を上げていきたいというふうには考えているところでございます。

○ 加藤清助委員

書いておいてくれよ、8月で出しておるからもう書かんでよかったんやと言われると、僕らが見落としたんかなというふうに思われるけど、あえて書かんかったんは、そういうのが変動したときに困るで示していないのかなと勘ぐってしまう。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

この件につきましては、そうやって議員説明会するときにも一度ご説明ありまして、またきょう改めてこういうふうな形になってきたわけですが、今後のスケジュールにおいて、今も少し触れられておりましたけど、内容がもう少し詰まってきたら、また委員会のほうにご報告もいただいて、2月の定例会議会に備えていきたいと思っておりますので、また、その準備もよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○ 伊藤修一委員

プラザの7770万円の債務負担行為、それで、あさけプラザ、これから3年スタートまたしていかなあかんので、当然必要になると私は思うんだけど、ちょっともう少し補足していただくとありがたいのは、あさけプラザの中でちょっとこの間も言っておった、老人福祉施設と名乗っておる施設、その部分については、この債務負担行為のどれぐらいのお金がかかっておる。

○ 岡本あさけプラザ館長

老人福祉施設は集会室と浴室がございます。老人福祉施設の清掃及び浴室の清掃等の人件費、清掃業務に係る人件費がかかっております。ちょっと割合につきましては、まだ精査しておりませんので、この場ではお答えできません。申しわけございません。

○ 伊藤修一委員

老人福祉施設というふうにな乗ってみえるわけですので、市民文化部が一応その管理をしていく中で、四日市全域の老人福祉施設とのやはりいろんな意味での整合性が私は必要やと思っておるんですが、先日も休館日以外にもその清掃目的でいろいろ休んでみえたり、また、それ以外にも月に、今月11月は10回ほどになって休止しているということもちょっと聞いておるので、その部分で言えば、その清掃業務が休止の条件にひっかかっているということであれば、逆にその清掃業務自体をちょっと見直して、そして、その利用者の利便性を優先するとか、清掃のために1日休むというような考え方がどこから出てきているのか、ちょっとようわからなくて、やっぱり福祉施設を名乗っておる以上は利用者の利便性や福祉を優先せなあかんので、確かにその管理は必要で、その管理業務をやっぱり見直していかないと、へっちゃらで今月は10回休みやと、そうすると、もうやっぱりそこを頼りにしてきてみえる人が利用できないという。

その人たちは、それじゃ、西老人福祉センターや中央老人福祉センターに移っていくかという、電車やバスを使うまでそんなところ行けやん。そうすると、またその人たちの生活や福祉にやっぱり支障が出てくるとか、いろんな問題が出てくると思うんだけど、その浴室の部分の清掃業務の見直しというのはどう考えていかれるのか、ちょっと披瀝いただけたらと思うんですが。

○ 岡本あさけプラザ館長

現在、浴室につきましては、改修に向けた設計業務を行っております。その中で、私たちが設計業者に申し上げておりますのは、なるべく浴室内清掃に時間がかからないように、今現在の浴室の床はかなりいいものを使っておりまして、老朽化が激しくぬめりが非常に多くて、1日休んで機械で清掃しなければ落ちないような状況ですので、やむなく木曜日を休みといたしまして清掃しております。

こういうことが改修後は起こらないように、できるだけ営業日をふやしていけるように、今後、努力していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤修一委員

そうすると、今現在のそういう管理業務から、次の債務負担行為の中ではこの状況を見直していくということで理解をさせていただきますし、ただ、その老人福祉施設そのものもやっぱり市民文化部が本当に所管して、そしてそれでその業務を運営していくというところに全市的なコンセプトというか、きちっとトータルの考え方ができておるのかどうか、この機会に健康福祉部さんがいろいろ考えていることと、やっぱり整合性を常に持てるように、今後、委員会での審議だけやなくて、そのことだけぜひ担保していただく、できればもう早い時期に、来年度までに健康福祉部さんとは一応きちっと整合性をとった考え方を、またこういう話があってこうでしたということ、委員会にもやっぱり出していただけるようなことだけは要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 岡本あさけプラザ館長

介護・高齢福祉課のほうで中央老人福祉センター、西老人福祉センターと管理をしておりますので、私たちも意見を伺うためにいろいろ協議を重ねてはおります。その意見を参考にいたしまして、今後とも介護・高齢福祉課、健康福祉部と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ほかにはないので、それでは、質疑はこの程度で終結させていただきたいと思えます。

それでは、予算分科会としての採決をとり行っていきたいと思えます。

これより討論に移ります。

討論ございましたらご発言いただきたいと思います。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、討論もございませんし、特に反対意見もなかったようですので簡易採決をとらせていただきたいと思います。

それでは、採決をとり行わせていただきたいと思います。

市民文化部中文化振興課、あさけプラザ所管部分の議案についてです。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第20目文化振興費及び第2条債務負担行為の補正（関係部分）については、可決とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第20目文化振興費及び第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

ということで、次に移ってまいります。

議案第64号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第65号 四日市市楠交流会館条例の制定について

○ 伊藤 元委員長

次ですけれども、これより、産業生活常任委員会に切りかえまして、市民生活課、楠総合支所所管の議案第64号四日市市地区市民センター条例の一部改正について及び議案第65号四日市市楠交流会館条例の制定についてを一括議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

おはようございます。市民文化部次長の山下でございます。

議案第64号四日市市地区市民センター条例の一部改正並びに議案第65号四日市市楠交流会館条例の制定につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書につきましては、21ページをよろしく申し上げます。それと、提出議案参考資料につきましては2ページ、最後に、産業生活常任委員会関係資料につきましては、1ページをよろしくお願いをいたします。

○ 伊藤 元委員長

よろしいでしょうか。

はい、お願いいたします。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

そうしましたら、産業生活常任委員会の関係資料の1ページのほうで説明をさせていただきます。この両議案につきましては、関連がございますので一括で説明をさせていただきますと思います。

まず、産業生活常任委員会関係資料、1ページでございますが、楠総合支所の地区市民センターへの移行についてでございます。この前の協議会の中でもご議論をいただいておりますが、この地区市民センターへの移行につきましては、基本的な考え方として、センターの業務であります地域振興に関する業務、社会教育に関する業務、それと窓口に関する業務以外につきましては、楠総合支所ではやっておりましたが、今後は、その三つの業務以外につきましては、本庁のほうに移管をするという考え方でおります。

具体的には、予算、決算とか、あと、こちらに（3）で記載をさせていただきます6施

設なんかの施設の財産管理につきましても、市民生活課のほうへ移管をしたいというふう
に考えております。

また、楠公民館につきましても、市民生活課所管の楠交流会館として貸館及び図書館業
務を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、新たな地区市民センターの組織体制につきましても、基本的には、今ご
いますセンターの同等程度の人口規模のセンターをモデルとした形でさせていただいて、
新たに地域マネージャーを配置していきたいというふうに考えております。移行時期につ
きましても、平成27年4月1日からということ考えておるところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

新たな楠地区市民センターの業務体制と、陣営体制につきましても、具体的なことにつ
いてはこちらに記載のとおりでございます。

それでは、3ページをよろしくをお願いいたします。

地区市民センター化に伴う条例の件につきましても、ご提案をさせていただきたいとい
うふうに思っております。

まず、議案書の21ページをよろしくお願ひします。

現在の地区市民センター条例につきましても、この21ページでございますが、現在の地区
市民センター条例の中に、楠地区市民センターの位置と所管区域を入れる形で改正をさせ
ていただいてセンター化という形にさせていただきたいと。

それと、もう一点、今回、塩浜地区市民センターの位置の所在地につきましても、実は所
在地が1丁目1番地となっておりますが、実際には1番地2というのが正しい所在地で
ございますので、今回、あわせて改正をさせていただきたいというふうに考えております。
よろしくお願ひいたします。ずっとこの形で来ておりました。

(「改正せんかったん」と呼ぶ者あり)

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

平成11年のときに別表を改正して、それ以降、それに気づいたという形になっていまし
て、それ以降、その別表改正の機会がございませんし、今回、申しわけございませんが改
正をさせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひ
いたします。

続きまして、3ページでございますが、使用料につきましては、今の現在の地区市民センターの使用料に合わせた形で設定をさせていただきたいというふうに思っております。

4ページでございますが、今回の条例に伴いまして、今ございます現在の四日市市楠総合支所設置条例及び楠総合支所の3階の部分の貸館に関する条例でございました、四日市市楠交流施設条例及び四日市市楠公民館設置条例については廃止をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、同じく議案書の25ページをよろしく申し上げます。

現在の楠公民館を楠交流会館として新たに設置するために条例を制定するものでございまして、この条例の制定によりまして、これまで楠総合支所が公民館として管理運営をしておりましたが、今後は貸館や図書業務等につきましては、市民文化部の市民生活課の所管として管理運営をしていきたいという形で、基本使用料につきましては、現行と同様という形になっております。

簡単でございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

これよりご質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 早川新平委員

センター化についてはそのとおりでいいと思うんですけど、先ほどの21ページの1丁目1番地2というのを、理解してくださいって、これ、過去にわかっておったん、それは。

○ 伊藤 元委員長

わかっていました。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これ、今までの引き継ぎの中で、実際にわかったのが14年の段階のときに全センターを1回調べたことがございまして、その段階で多分わかったということで、別表1の改正というのは平成11年のときしかしていませんので、それ以降、その別表1、要するにいわゆ

る所管区域を調べるところですが、それが改正がなかったということで、今回、楠が合併するということで、この段階において所管区域を変更すると、別表1を改正していくということで、それに合わせた形で変更させていただいたということでご理解をいただきたい。

○ 早川新平委員

言いたいことはわかるんやけど、14年というのは2014年、平成14年、どっちなん。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

平成14年でございます。

○ 早川新平委員

平成14年。12年間。これ、小さな重箱の隅突くみたいなことなんやろうけれども、こういう、行政がこれをやったら何でもありになるんやわな。それ以外のところで一緒にセンターとか直そうやというのはわかるんやけど、これからは気をつけないと信用性がなくなるに、行政の。そう思うんやけど。

○ 前田市民文化部長

先ほど次長のほうから説明させていただいたような理由でございますけれども、わかったときに早い段階でやっぱり改正をしていくという姿勢でこれからはしっかり臨んでいきたいと思います。改正がおくれたことについては、申しわけなかったと思っております。

○ 芳野正英委員

地区市民センターの一覧なんかも、例えば封筒の中に入れていたりしていますよね。その住所はこれまでどうなっていたのかということと、市民への周知をどうするかをちょっと聞かせてください。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

これまで1番地でずっときていると思いますので、今後、この条例改正を認めていただければ、当然のことでございますが、広報等でこういう形でということの周知はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

単純な質問やけど、楠交流会館条例という名称になっておるのやけど、ほかに交流会館という名称のつく行政財産施設というのは今まであったん、あるん。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

本町プラザの四日市市市民交流会館というのが交流会館という名前の施設。

○ 加藤清助委員

あそこそういう名称なん。

○ 伊藤 元委員長

他にいかがでしょうか。

○ 伊藤修一委員

くどいかわからんのやけど、この楠総合支所の条例が廃止になると、廃止になって新しいところつくるとはいいんですけど、廃止になった部分に関して、この市民文化部の関係資料の1ページを見ると、予算、決算、施設などの財産管理業務を移管すると。移管するということはどこかへかわるんかなと思うと、市民文化部市民生活課へ一切合財全部移管するというので、その移管先が。じゃ、どうかということについての審議というか、問い合わせというか、そういうことについてはよろしいんですかね。

先ほどから言っているように、2ページのところを見ると、一番最後にまちづくりに関する業務。まちづくりに関する業務、業務なんやわね、これ、まちづくりの。その中の一つとして、楠保健福祉センターと書いてあるわけで、これ、まちづくりに関係する業務をやってもらふところというふうには当然理解をするわけやけど、その中身としては、この間も議会では部長のほうから社会福祉協議会が経営しているそういう介護保険施設が赤字

であるということの話が出ておったわけで、そういう部分については、この市民生活課が所管——予算、決算、管理業務を所管——して、今後の財産管理業務とかまちづくりに本当にその機能として、市民生活課がきちっとした方向性を出せるのかどうか非常に不安に思うんですが、考え方はいかがでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

この楠保健福祉センター、今現在、社会福祉協議会さんのほうに貸して、それで運営をしているということになります。あそこの施設全体につきましては、議会でも部長のほうで答弁をさせていただいたとおりです。今はこれうちのほうで引き継ぎをしておりますが、今後、全市的にこの部分についての跡地事業といいますか、そういったものの有効活用については検討したいと。それもできる限り早く検討したいというところで、今、考えておりますので、その部分でご理解をいただきたいというふうに思います。

○ 伊藤修一委員

別に黒字やったらええという話じゃないんですが、まちづくりということで、それを営利の事業をここでやっているということには、やはりいろいろ公益性というものをどう考えるのか、それで、またその赤字の団体には市からほかの部が、健康福祉部が補助金を打っているわけで、その補助金が結局そういうふうなことの赤字補填とか、そういう人件費の補填に回っていくということは、市全体としてもそんなにゆっくりした話じゃなくて、もう早急にやっぱりこの結論をつけて、そしてその事業を今後も引き続けていくことに公益性があるということであれば、やはりこの市民文化部がきちっと報告していただきたいと思うけれども、その2階の有効活用も含めて、結局、市民文化部がそういうふうな管理をやるのがもう限界に来ておることがわかっているんならば、いつまでにその結論を出すということはやはり明記というか、明確にこの場で言うていただくことが必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 前田市民文化部長

楠保健福祉センターについては、1階部分は現在も市の社会福祉協議会が活用しているということはあるんですが、2階部分については、これまで健康福祉部やこども未来部が健診等で使用はしてきていたものの、最近ではほとんど使用していない状況にあるというこ

とは現実としてございます。

先ほども申し上げましたように、これについては、全市的な観点からどういうふう to 今後有効活用していくかについては検討をきちっとしていくということは庁内で一定の考え方は整理しております。ただ、これをいつまでにするかということについては、現状では難しいという状況ございますが、地区市民センター移行後において、早い段階でこういった検討の場を設けて、市民文化部としても、いわゆる公共施設としてより有効な活用ができるようにいろいろ庁内からも意見をもらって、その中でそういう方向性を早く見つけられるように進めていきたいとは思っております。

○ 伊藤修一委員

やっぱり10年間かかって地区市民センター化ということで移行してきた、その10年のやっぱり時間がかかってここまで来ているわけで、今、部長が言われるように、まずは移行させてくれと、移行後に一応検討するというのであれば、本当にこの10年間というふうな時間の経過は何やったんかなということを非常に疑問に思うところで、あえて言うならば、もう来年4月以降、速やかにその検討の結果をまた委員会に報告いただきますことだけ要望だけしておきたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

関連。

○ 加藤清助委員

今の件、この委員会の10月31日の協議会のときの地区市民センターの移行についての素案の説明受けたときには、さっき言われた楠保健福祉センターの移管先については、関係する部局と調整を行っているという表記があったんね、説明があったん。きょうのはその1行が抹消されておるんよ。だから、10月31日、僕らに説明したときは、保健福祉センターの移管先は関係部局と調整を行っているという現在進行形やったんやわね。だから、その進行形がきょうは抹消されて、とりあえずは市民生活課所管に置いておくという、その間の経緯があんまりよくわからんのやわな。だから、そういう結論に至ったというところがね。伊藤修一委員おっしゃっている中身だと思ふんやけど。

○ 伊藤 元委員長

いかがですか。

○ 前田市民文化部長

ご指摘の点については、庁内で議論を重ねたというところはございます。当然、健康福祉部や子ども未来部、あるいはそのほかの関連部局とも話し合いの場を持って、今後どういう方向性で進めていくことができるのかどうか方策を探ったわけでございますが、27年4月1日からの地区市民センターへの移行に当たっては、やはり時間的にもちょっと難しい現状があったということで、そういった一定の有効な方策を見出すほどの内容に深めることができなかったというところでございますので、当面は市民文化部が所管をして、移管をして、当然運営をしていきます。管理をしていきますけれども、先ほど申し上げましたように、地区市民センターの移行後には、早い段階でそうした全市的に有効活用できる検討の場を設けて考えてまいりたいというふうには思っております。

○ 加藤清助委員

引き続き関係部局と調整を行っているという答弁やと思うんですけど、文章は削除されたけど。けど、早い時期にとか、早いうちにという表現しかないのかなと思うけど、でも、行政の仕事って目標とか時期とか設定して進めないと、さっきの番地の変更で平成14年からずっときた事例を挙げるのはよくないかしらんけど、そういうことだってあり得るわけやんか。だから、そこら辺は、きょう言えなかったら、もうちょっと年度内にはせめてそこら辺の意向の調整を庁内でやった結果、いつごろ目途に定かにするかというようなことは示していただきたいなと思っております。

○ 伊藤 元委員長

ということで、伊藤修一委員から言われたように、加藤委員のご意見もございました。ですので、ぜひ早急がいい形での利用を決められるようにご検討いただいて進めていただきたいと思います。また何か知恵が必要であれば、当委員会にも投げかけていただいて、委員の皆さんからどういった利用がいいのかということも聞きながら進めていけばどうかなというふうに思います。予算どりで大変な時期かもわかりませんが、施設を遊ばせていくわ

けにいきませんので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。私からもお願いをいたします。

ほかに。

○ 早川新平委員

今、加藤さん指摘したように、前回のときは何々調整をしているとか、今回ないという指摘があったんなら、冒頭でやっぱりきちっと言うべきだと私は思う。先ほどの番地の件でも、14年というのが2014年でもとれるので、そういったことをやっぱりはっきり言わんと、ちょっと都合が悪いで2014年でいけないのかなといううがった見方を我々感じるので、情報だけはきっちり出していただきたいというふうに思います。いや、別にもう答弁いいので、これからしてもらおうことやと思うので、いいことも悪いこともきちっとやっぱり出してくるべきだというふうに強く要望しておきます。

○ 伊藤 元委員長

よろしくお願います。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ないようですので、それでは、質疑は終結させていただきます。

それでは、常任委員会としての採決をとっていきたいというふうに思います。

討論はございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決をとり行います。

議案第64号四日市市地区市民センター条例の一部改正について及び議案第65号四日市市

楠交流会館条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきと決しました。

[以上の経過により、議案第64号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について及び議案第65号 四日市市楠交流会館条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

それでは、1時間もたっておりますので、少し休憩を挟んで次に移っていきたいと思います。ちょうど入れかえもございますので。では、10分ほど休憩させていただきまして、再開を20分からということでもよろしくお願ひします。ちょっと短いですが、ご協力をお願いいたします。

11:10 休憩

13:00 再開

○ 伊藤 元委員長

それでは、午前に引き続き、会議を再開してまいりたいと思います。

ただいまよりは、予算常任委員会産業生活分科会といたしまして、商工農水部所管の議案について審査を行います。

まず、けいりん事業課所管部分の議案から審査をしてまいります。

まず初めに、永田商工農水部長からご挨拶をいただいて進めていきますので、よろしくお願ひします。

○ 永田商工農水部長

今回は、ケースたくさんございまして、けいりん事業課の補正予算から債務負担行為、それと協議会、指定管理というふうが続いております。こちらの出席メンバーもけいりん事業課から商業勤労課、工業振興課、そして農水振興課、最後に食肉センターと、そのメンバーのフルラインアップで、ほぼフルラインアップでございますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、早速、けいりん事業課に入ってまいります。

議案第53号 平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分を除く）

○ 伊藤 元委員長

それでは、議案第53号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）、（人件費補正分を除く）についてを議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 竹尾商工農水部理事

競輪事業担当理事の竹尾でございます。よろしくお願ひします。

資料のほうは、予算常任委員会資料、一般会計競輪事業特別会計、食肉センターと書いてあるやつの、資料①という資料をお開きいただきたいと思います。4ページを。右下に資料①と書いてあります資料でございます。4ページでございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

よろしくお願ひします。

○ 竹尾商工農水部理事

よろしいでしょうか。

○ 伊藤 元委員長

はい、お願いします。

○ 竹尾商工農水部理事

競輪事業特別会計の補正予算でございます。

まず、歳入といたしまして、車券の売上額が上半期で6億7000万円ふえたということで、下半期も精査したんですけれども、下半期は何とかおさまるだろうということで、この上半期分の増額分を補正させていただくのが歳入としてはメインの補正でございます。

それから、ちょっと具体的に、4ページ、5ページは全体のことが書いてございますが、歳入、歳出それぞれの中身につきましては、6ページ、7ページをお開きいただけませんか。

歳入は全体で7億2967万円の補正でございます。先ほど申し上げましたように、事業収入として車券売上額が6億7000万円の増額補正でございます。それから、平成25年度からの繰越金、増額といたしまして4947万8000円、それから、新たなといいますか、6番目の県支出金というのがございますが、これはメインスタンドの耐震診断の関係の県支出金ということで、社会資本整備総合交付金ということでございまして、耐震診断の委託料が297万8000円でしたので、その2分の1助成ということで、148万9000円が収入として上がってまいります。

それから、続きまして歳出でございますが、7ページでございますが、まず一般職給の補正が154万6000円、これは職員の異動に伴います給料とか時間外手当の増額分でございます。

それから、続きまして、開催費につきましては、これは車券の売り上げがふえた分、連動してふえる分が主なものでございまして、公益財団法人JKAへの交付金とか、全国競輪施行者協議会への委託関係とか、そういった売り上げ連動してふえるものがほとんどでございます。

最後に、予備費ということで1億1346万円増額をさせていただきたいと思っております。歳出補正の合計の7億2096万7000円の補正ということでございます。

それから、続きまして、8ページでございますが、こういった補正を踏まえまして、事業の収支実績がどうなるかという見込みをあらわした表でございますが、一番右の26年度

見込みというところでごらんいただきたいと思いますが、その下のほうの、下から10列目といますか、左側の事業収支と書いてある欄があると思うんですけれども、それによりますと、今年度の事業収支の見込みは2億9716万2000円の黒字見込みということになっております。

簡単ではございますが、以上がこの11月の補正予算要求のご説明でございます。

それから、続きまして、9ページですけれども、債務負担行為のご説明をさせていただきます。

これは、6月定例会議でお認めいただきましたメインスタンドの耐震診断調査を受けて、引き続き、耐震補強の実施設計業務を委託していくということでございまして、委託の予定期間といたしましては、平成27年、来年の1月から7月までということで、メインスタンドの耐震補強基本計画及び実施設計の作成をしていただきます。

予算につきましては、平成27年度の当初予算で要求をさせていただきます。今回の11月につきましては、債務負担行為を設定させていただくということでお願いしたいと思います。

既に委員の皆様にはご報告をさせていただいておりますが、耐震診断の結果を受けまして1階の耐震性を高めるということで、今現在、緊急工事、それぞれ南北の外づけ階段に耐震壁を1枚ずつ設置するという工事を行わせていただいております。来年の2月21日から私どもの開設63周年の記念競輪が始まりますので、それまでに終了するように、現在、工事をさせていただいております。

簡単ではございますが、以上がけいりん事業課からのご説明でございます。よろしくお願いたします。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ただいまより、ご質疑、ご意見ございましたらご発言を願いたいと思います。いかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

上半期で6億円ふえたので、その増額補正が主ですよね。これ、四日市競輪の経営とい

うか売り上げしかわからないのですが、景気が落ち込んでいると言われていますが、全国的な競輪業界はこのような161億円で6億円やったら何%になるんや、5%ぐらいの伸びやね、率でいったら。全国的にはそういう、今、競輪業界というのは景気と相反して利用者というか、来場者というのか、車券売上げが伸びている傾向にあるのか、いや、四日市競輪だけが特別な努力をして好調なのか、それを聞いておきたいなと思いましたが。

○ 竹尾商工農水部理事

加藤委員さんのほうから、競輪の景気の動向のご質問でございますが、全国の競輪、ピークは平成3年に2兆円売り上げて、それ以来、ずっと右肩下がりで売り上げが落ちているというのが現状なんですけれども、たしか昨年度につきましては、それまで5%ダウンぐらいというか、5%から3%の間で落ちておったんですけれども、昨年度でちょっと下げ止まったといいますか、99.7%ぐらいになりまして、対前年が、大分よくなったと。この平成26年度の上半期は、初めて半期単位で前年度——競輪界全体ですけれども——104.5%ですかね、前年度を上回るというふうな数字が出ておりまして、競輪業界ではちょっと持ち直したかなというふうなことを、今、考えているところでございますが、四日市競輪はおかげさまで本当に、ナイター競輪をさせていただいているおかげでそんなに大きな落ち込みもなく、まあまあ順調にやらせていただいているというのが現状でございます。

○ 加藤清助委員

全体的な傾向は理解できましたけど、持ち直しているのはなぜかという、そういう、いうたらギャンブルですわね、そこにかげようという思考が強まっているというふうに見るのか、どうなんですかね。

○ 竹尾商工農水部理事

一つの見方なんですけれども、若干はアベノミクスの影響があると思います。というのは、電話投票が先に伸びていまして、ある分析によりますと、電話投票のファンは株をやられている方が結構多いという、株式をやられている方も多いというふうに聞いておりまして、その辺の関係もあるやに聞いております。

○ 加藤清助委員

ありがとうございました。

○ 伊藤 元委員長

遊ぶお金が出てきたと。

ほかにいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

8ページの先ほど指摘がありました、競輪事業収支で、今年度は2億9716万2000円ですよ。昨年25年度は3億6000万円で、7000万円ぐらい昨年度のほうが大きいんですよ。売り上げ、一番上を見ると、ことしのほうが多いですよ。それで競輪事業収支として、ことし7000万円ぐらい少ないという理由はどういうところにあるんです。

○ 竹尾商工農水部理事

竹尾でございます。

まず、平成25年度と26年度でこういった賞金が四日市競輪は違っておまして、25年度はいわゆる1号賞金といたしまして、一番安い賞金で済んだ。ところが、26年度は2号賞金といたしまして、大体四日市では2号賞金なんですけれども、四、五千万円、1号賞金よりも高い賞金体系で支払いを行ってきている。

なぜ25年度は1号賞金やったかといいますと、24年度なんですけど、競輪界はその暦年でいうといろんなことが考えられているんですけれども、24年度につきましては、記念競輪が25年の2月やったもので、24年度は普通競輪とサマーナイトフェスティバル、これ、26億円の売り上げしかなかったんですね。それで、1年間の売り上げが少なかったということで1号賞金になったということで安かったと、25年度は、そういうように反映されておりますので、26年度はまたもとに戻って、記念競輪が25年度中にありましたので、26年度はまた高い2号賞金になって、その分、利益が減っているということになります。

○ 早川新平委員

その1号賞金、2号賞金はどこが決めるんですか。

○ 竹尾商工農水部理事

公益財団法人JKAといますか、中央が決めておりまして、1年間の売り上げが幾らまでは1号賞金、幾らまでは2号賞金、そういうふうに売り上げの額によって決まっております。

○ 早川新平委員

続けていいですか。

○ 伊藤 元委員長

はい。

○ 早川新平委員

先日、メインスタンドの耐震の件でペーパーいただきましたけれども、前、小出しにせんといてよと私ちょっとお話ししたと思うんですけど、これでこの四日市競輪場耐震補強問題というのは大体網羅されておるんですか。まだ出てくる可能性はあるんですか、耐震診断をおいて。補強工事やったりしていませんか。それはもうパーフェクト、これ以上ありませんか。

○ 竹尾商工農水部理事

耐震診断をして結果を踏まえて、緊急工事をさせていただいて、引き続き耐震補強実施設計をしてということで、ちょっと緊急工事が出てまいりましたけれども、ほかはもう順調という言い方おかしいですけども、流れに乗ってやらせていただいていると考えておりますけど。

○ 早川新平委員

いや、部長がちょっとお話しされたけれども、もうあとその耐震診断の結果、強度を満たしていないという可能性のところはあるんですかということをお伺いしたいんですけど。全部終わっているのかな。

○ 竹尾商工農水部理事

メインスタンド以外とか、そういう意味合いで。

○ 早川新平委員

そうそうそうそう。

○ 竹尾商工農水部理事

それは特に、若干200㎡以下とかそういうので入場門とかそういうのがありますけれども、それはまたあれですけれども、いわゆる不特定多数の方に利用していただく施設につきましては、管理棟とか第二スタンド、第三スタンド等々、もう終わっておりますので。

○ 早川新平委員

今ちょっと説明の中で200㎡とか入場門とか、それも出てくる可能性はあるんですか。それはしなくていいの。

○ 永田商工農水部長

まず、競輪場全体で耐震とかの関係は、現在、つり天井の関係をやっております。つり天井が終わりまして、その後、今回の耐震補強をすると、耐震関係は基準上必要なものについては全て終わりです。

先ほど200㎡以下と言ったのは、今までのところする義務が、必要がない部分について、ただ、それも全庁的な問題になりますけれども、物すごく狭いところについては、それとお客様の入らないところについて、今のところする必要がないという意味でございます。

○ 伊藤 元委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 芳野正英委員

ちょっと決算のときに聞いたかもしれないですけど、同じく8ページの、ここ数年収支はよくて資産もふえてきているんですけども、競輪事業財政調整基金も10年前の3倍近くになってきていると思うんですけど、適正な大体これぐらい持つておけばいいなというところと、それを超えてくるときに振り分けをどうするかとか、その辺の考えだけちょっと

と聞かせておいてもらっていいですかね。繰越金も、今、9億円近くになってきておるので、もう少し財政調整基金を積むのか、もしくはもう少し一般会計の繰り出し等々にもできないのか、その辺をお聞かせください。

○ 竹尾商工農水部理事

適正な基金のあり方とか、そういった繰越金の振り分けとかそういったご質問だと思いますけれども、今回、耐震診断に基づいて耐震環境の補強、メインスタンドの工事が出てまいりまして、それにあわせて、もう既に老朽化といたしますか、今後もしていかないかん電気関係とかいろんな関係の工事等がございまして、今、21億円ございまして、これにつきまして、撤退経費は確保しながら、それに沿った投資的な経費に計画的に充てていくように、財政調整基金とは別にさらなる整備基金という新しい基金ですね、整備に特化した基金も視野に入れながら、今後、繰越金を考えながらうまく整備ができるような手法を考えて、また、2月定例会議といたしますか、上げさせていただきたい。

○ 芳野正英委員

適切な基金の規模とかは、けいりん事業課で決めているのか、財政経営部との相談でやっているのか、その辺はどうなんですか。

○ 竹尾商工農水部理事

もちろん、まずけいりん事業課で計画といたしますか、資金計画を立てまして、それをまた財政経営部とやり合っているといたしますか、協議しながら市全体の考え方として固めていきたいと考えております。

○ 早川新平委員

今、撤退経費という話が出たので、撤退する場合は幾ら要ります。

○ 竹尾商工農水部理事

現在考えている、撤退経費として捉えているのは、今の施設をそくつと除却して平地に戻してというので約7億円近く、それから今、包括委託とかいろいろやっておりますので、そこら辺の補償関係とか、あるいは選手、例えば年度途中でどうしても急遽撤退する場合、

レースができないわけですので、そこら辺の補償の関係とかで1億円ちょい、合わせて8億二、三千万円の撤退経費を考えているところでございます。

○ 小林博次委員

撤退経費が8億円、そのうち今の日本トーターが包括委託でやっているよね。その営業補償が要るわけ。

○ 竹尾商工農水部理事

この辺もある程度ちょっと余裕を持って考えておくということで、実際にはもう交渉になったり、どうなるかもわかりませんが、年間例えば、今、4億円近く出しておりますけれども、年度途中で撤退した場合に、最大限といいますか、少しでもお金をストックしておく必要もございますので上に見させていただいておるといふ、そういった考え方でございます。

○ 小林博次委員

期間を区切っているから、残した期間の補償をすると、こういうことなんやね。逆に契約期間の中いっぱいなら、そのお金は要らんわけやん。その辺もう少し、資料か何かでくれるかな。

○ 伊藤 元委員長

竹尾理事、資料請求ございましたが、いかがですか。

○ 竹尾商工農水部理事

資料のほう、出させていただきます。

○ 伊藤 元委員長

よろしく申し上げます。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ないようですので、質疑を終結させていただきます。

それでは、予算分科会として採決をとり行っていきたいと思います。

討論はございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ありませんね。なし。特に全体会にも送ることはないと思います。

それでは、議案第53号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分を除く）については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第53号 平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第2号）（人件費補正分を除く）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

これで、けいりん事業課所管の議案については終了でございます。理事者の一部の入れかえがありますので、委員の皆様、しばらくお待ちください。どうもご苦労さまでございました。

それでは、これより商工農水部中商業勤労課、工業振興課所管部分の議案について審査を行っていきたいと思います。

それでは、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費（人件費補正分を除く）及び第2条債務

負担行為の補正（関係部分）についてを議題といたします。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第7款 商工費

第1項 商工費（人件費補正分を除く）

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 伊藤 元委員長

資料の説明を求めます。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

商業勤労課の佐藤でございます。よろしく申し上げます。

私のほうから、まず最初に、地域人づくり事業のほうをご説明させていただきます。

資料のほうは、先ほどのけいりん事業課の資料と同じく①というやつの1ページをごらんいただきたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

地域人づくり事業ですね。

よろしいですか。先ほどの資料です。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

済みません、それでは、地域人づくり事業でございますけれども、こちらのほうは、平成26年度の当初予算の追加補正という格好で、2月の定例月議会のときに補正予算として計上をさせていただいた事業と同じものでございます。

この事業は、前回の繰り返しになりますけれども、25年の閣議決定におきまして、好循環実現のための経済対策として創設されていまして、なかなか就労につけない方、雇用につながらない方というところを支援しながら訓練をしていただくというふうな事業でございます。特に女性とか若者、障害者などの方を対象といたしまして、人材の育成を民間の事業者、あるいはNPOなどに委託して行っていくという事業でござ

います。

この事業で、当初予算では上げさせていただいたんですけれども、10月ぐらいに三重県のほうから再募集を行うというふうなことが出てきましたので、市といたしましても、再度手を上げていって、プロポーザル等を行いながら事業をさらに行っていききたいなというところで計上させていただいてございます。

この事業、今から募集ということになりますと、あともう3月までしか年度としてはないんですけれども、この事業は一応1年間先までできるということで、今回の補正予算に計上させていただきましたのは、今年度の26年度分だけで240万円ということで補正予算を上げさせていただいてございます。あわせまして、プロポーザルのほうは来年、今から1年先の期間までの期間で募集を行いますので、あわせまして債務負担行為を計上させていただきまして、トータルの事業費としては1500万円ということで上げさせていただいてございます。26年度分が240万円で、来年度当初予算に計上予定しておりますのが残りの1260万円ということでございます。

めくっていただきまして、2ページでございすけれども、こちらのほうはちょっと参考におつけさせていただきまして、こちらのほう、26年度の当初予算分として公募を行った事業でございす。2件の事業を採択させていただきまして、それぞれNPOのほうから事業提案がございまして、それを若干金額を詰める格好で採択をさせていただいてございます。一つの事例として、事業事例ということで下のほうにちょっと模式図のような格好で書いてございすけれども、こちらのほうは、高齢者、若者、それから、これから障害者とかそういった方を就労に結びつけていけるようなコーディネーターを養成していこうという方、合わせて5人を直接雇用いたしまして、現場のほうで訓練を積みながら養成していこうという事業でございす。ちょっとまた参考に見ていただければと思います。

以上でございす。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

続きまして、工業振興課長。

○ 服部工業振興課長

工業振興課、服部でございす。よろしくお願ひいたします。

同じ資料の3ページをお願いいたします。

同じく地域人づくり事業として実施するものでございまして、四日市萬古焼技術者育成雇用促進事業でございます。資料中ほどの事業内容というところに記載をさせていただきましたが、萬古陶磁器工業協同組合に委託を行います座学、実技研修等、その組合員である萬古焼メーカーに再委託を行う実地研修により、萬古焼の人材育成を行うものでございます。

今回の事業としては、事業スキームのほうの下の方に記載をいたしましたが、対象人員を4人と想定しており、今年度の事業として補正予算額に記載いたしました85万円を見込み補正予算を計上させていただくものでございます。なお、平成27年度分として100万円を見込んでおりまして、債務負担行為の設定をさせていただいております。実績としましては、平成26年度の地域人づくり事業として、3人を対象として897万1000円で現在委託契約を行っているところでございます。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

続きまして、観光推進室長。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

観光推進室の牧野です。よろしくお願いいたします。

私のほうは、11月の補正予算の参考資料のほう、済みません、100ページほどの資料の37ページをお願いしたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

コンベンション機能推進事業ですね。

よろしいですか。

○ 牧野商業勤労課観光推進室長

こちらのコンベンション機能推進事業についてでございます。この事業のうち、本市にコンベンションを誘致しまして大会社の増加を図るとともに、宿泊、飲食などの活性化を

図るとともに、本市の魅力を発信する機会といたしまして、こういったコンベンションの開催に係る会場使用料の補助を行う四日市市コンベンション事業推進補助金という補助金制度がございます。今回はその補正予算をお願いするものでございます。

制度のほうは、助成対象といたしまして、東海3県以上の規模のコンベンションで、市内ホテル、旅館等への延べの宿泊者数が100名以上という事業でございます。補助金の対象経費としましては、会場の基本使用料ということで、補助額上限50万円、新規開催については100万円を設定させていただいております。補助率としましては、市の直接、文化会館とかドームのような市の施設につきましては2分の1、かつ新規については3分の2、その他都ホテル、それからプラトンホテルさん等の市内のその他施設、文化施設を使われる場合は会場使用料の3分の1、新規については2分の1といった制度でございます。

この制度につきまして、当初予算では16件を見込み、330万円の補助金を見込んでおりましたけれども、今回、新規のコンベンションの開催が想定よりもふえまして開催件数の見込みは現在20件となり予算が不足するため、さらに280万円の増額補正をお願いするものでございます。今回、特に11月に福祉関係とか飲食関係の新規の相談が来ておまして、この部分を補うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

以上で説明は終わりですね。説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、皆様よりご質疑、ご意見受けたいと思いますが、ただいま、報道関係の方が傍聴に入ってくださいました。ご報告申し上げます。

○ 芳野正英委員

ちょっと確認なんですけど、資料1の2ページの参考の部分なんですけど、事業は二つ採択、前回されていたと思うんですけど、この下にある事業事例1、2、3、括弧でありますけど、これは一つの事業のモデルを一つに書いているということなんですかね。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

この概念図のほうは、二つ事業を採択いたしましたほうの①のほうの事業の概要でござ

います。

○ 芳野正英委員

今度も事業数としては同様に2事業の募集ということでいいのでしょうか。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

一応、目安は1500万円のうちの500万円程度が3件ぐらいかなというふうには予想はしておりますけれども、ちょっとこういった形で出てくるかというのはわかりませんもんで、出てきました提案のあった内容を見ながら、また財政経営部とも相談しながら1500万円の範囲内で調整をさせていただくことになろうかなと思います。

○ 芳野正英委員

実際には来年度の予算を見てみないとわからないですけど、1260万円も県支出金で出るんですかね。そうすると、例えば上限500万円で、その枠内で幾らというふうな採択の方法になるのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○ 佐藤商工農水部次長兼商業勤労課長

一応、これ、国の緊急雇用創出基金という制度で100%の助成でございますので、市の持ち出しはないわけですが、国のほうでも一応上限は決められてはおりません。ただ、私ども募集していくに当たって余り何も物差しなしでは、こちらも後で処理がしにくいなというのがございますので、今ちょっと口で申し上げました大体500万円程度で3本ぐらいを予定しておりますというぐらいはプロポーザルの募集要項のほうでお話をさせていただくということです。

○ 伊藤 元委員長

他にいかがでしょうか。ありませんか。

○ 小林博次委員

3ページの萬古焼のほうなんやけど、補正には異論がないんやけど、萬古焼がかなり事業者が減っていると思っているのやけど、減っていく中で、そうすると、技術屋は表へ掃

き出されるわけやな、企業がやめたら。そうすると、技術屋は会社が減れば減るほどふえ
ると思うんやわな。どこでも使える技術屋は。ここで新たに養成するというのはどんなこ
とをやるうとしておるのか、ちょっといまいち飲み込みにくいので、掃き出したやつを再
び何か教育し直すとか、そういうことなんかな。

○ 服部工業振興課長

事業廃止されたところの技術者を再雇用するというものではなくて、これまで萬古焼業
界で働いたことのない方をこの萬古焼業界で働いていただくような取り組みということで
ございます。

○ 小林博次委員

わかりました。

だけど実態は、例えば企業がだんだん減っていくので、言いかえれば残ったところも厳
しいと思うんやけど、実態はわかりませんが、なおかつ、これ、技術屋さん育てて何する
の。例えば業種転換するために何か技術屋育てておいて配置するだとか、そういう話なら
わかるんやけど、ほかの業種もやっていこうかという感じで取り組んでおるんやったらな。
だから、そうでないとすればよくわからん。そうすると、今まで輩出してきた人たちは役
に立たんわけや。

○ 服部工業振興課長

委員ご指摘のとおり、萬古焼製造メーカーのほうは、ピーク時に比べると窯元の数は半
分以下に減ってきているという現状がございます。廃業された事情としてはそれぞれ高齢
化に伴うものであったり、輸出専門でやってみえたところがその輸出の事業がもうなくな
ったためにというような傾向でございます。

その中でこの事業につきましては、伝統的工芸品産業でもあります萬古焼を後世に引き
継ぐために、その人材を育成していくというものでございまして、これまで萬古焼産業に
かかわったことのないような方が新たに萬古焼にかかわっていただくことで新たな切り口
であるとか、若い視点であるとか、そういったものによって萬古焼産業の発展を期待する
ものでございます。

○ 小林博次委員

あんまりくどく聞くと怒られるであれやけど、衰退してきて、そこにある技術屋が表へ出て、それを採用すれば事足りると思っているのやけど。新たに別のところから、例えば全体が発展していて技術屋が足らんから他部門の人を呼んで技術習得させて、萬古業界に配属していくというんだったらようわかるんやわな。そうでない状況があるので、いまいちわかりにくい。ええよ、別に答弁してもらわんでもええけど、やっぱりその辺ちょっと交通整理して、また、例えばどんな速度でその窯屋がなくなっていっておるのか、業界全体が縮んでおるのか、そういう資料がもしあればください。

こういう新しい人たちを訓練して、一体何を狙いにしておるのか、その辺の方向性もあれば資料でください。終わり。

○ 村山繁生副委員長

衰退のどんどん減っていく方向ですね。どんどん、何人か従業員抱えているところじゃなくて、家内業務がほとんどで、これ、新たに募集するというのは、逆にその対立部門とか結構新しいその後の新製品の開拓によって伸びておるところもあるのでね。そうすると、ここにまたそういった若手の発想力とか技術を学んでいただいて、勤めてもらうという趣旨のもとでやっておるんです。

○ 小林博次委員

大きくなっているところもあるわけや。

○ 村山繁生副委員長

伸びておるところは伸びておりますね。

○ 伊藤 元委員長

それでは、ほかにございませんでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ないようでしたら、嗣也委員、よろしいですか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

終結をさせて。

それでは、ないようでしたら、質疑のほうはこれにて終結をさせていただきたいと思
います。

特に反対のような意見もなかったので、予算分科会としての採決に移っていきたくと思
います。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補
正、歳出第7款商工費、第1項商工費（人件費補正分を除く）及び第2条債務負担行為の
補正につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件を可決すべきものと決しました。

以上でございます。

〔以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、
第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第1項商工費（人件費補正分を除
く）及び第2条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議

なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

それでは、次に協議会ですね。じゃ、次、協議会に移りたいと思います。

理事者の入れかえはありますね。しばらくお待ちください。

休憩する。どうですか、休憩しましょうか。そうしたら、休憩、ちょっと早いですがけれども……。

(「そろいました、協議会の準備は」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

大丈夫なのね。そうしたら続けます。

準備オーケーですね、わかりました。

13 : 44 休憩

14 : 17 再開

○ 伊藤 元委員長

時間になりましたので、休憩前に引き続きまして、会議を再開してまいります。

これより、予算常任委員会産業生活分科会に戻しまして、農水振興課・農業委員会事務局所管部分の議案について審査を行います。

まず、議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費（人件費補正分を除く）、第13款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）及び議案第55号平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第1項 農業費（人件費補正分を除く）

第13款 災害復旧費

第2項 農林水産施設災害復旧費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

議案第55号 平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）

○ 伊藤 元委員長

資料の説明を求めます。

○ 北住農水振興課長

農水振興課長、北住です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、農林水産業費と災害復旧費の関係の補正予算の説明をさせていただきます。

資料につきましては、11月補正予算の参考資料をごらんいただきたいと思います。補正予算参考資料の33ページをお開きいただけますでしょうか。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。よろしくお願いいたします。

○ 北住農水振興課長

農林水産業費、農業費、農業委員会費の中で機構集積支援等事業におきまして、農地情報システム改修費の補正でございます。

平成26年4月に公布されました改正農地法によりまして、農地台帳の作成が法定化されますとともに、その情報を窓口やインターネット等によりまして、平成27年4月から公表することが義務づけられたところでございます。農地台帳の公表事項につきましては、農地の所在、地番、面積、その他もろもろとなりますが、個人情報観点から、インターネットでの公開事項、窓口のみで公開する事項、非公開とする事項などを区分しての公開という形になります。

このことに対応いたしますため、現在、農業委員会事務局にて使用しております農地情報システムの改修が必要となったことから、380万円の補正をお願いするものでございます。今回のシステム改修に要する経費につきましては、全額県を通じ、国から交付されるものでございます。

続きまして、34ページ、茶業振興センター移転整備事業費2220万円の減額補正でございます。茶業振興センターの移転候補地につきましては、8月の定例月議会におけます委員会協議会におきまして星の広場東側の市有地とする旨をご説明させていただいたところでございます。

このことに伴いまして、今年度はおおよその提示をいたしておりました用地取得費が不要となったことから減額補正をお願いするとともに、移転先にあわせまして用地測量費及び地質調査費を増額補正するものでございます。用地取得費2450万円の減額と、測量、地質調査に必要な委託料230万円の増額で、差し引き2220万円の減額となるものでございます。なお、今回の補正によりまして、委託料といたしましては既決予算の210万円と合わせまして440万円をもって用地測量、地質調査を実施させていただくものでございます。

また、あわせまして、債務負担行為の補正をお願いさせていただきたいと思っております。基本設計等業務委託費を平成26年度から27年度まで、1480万円を限度額といたしましてお願いするものでございます。

移転先が決定いたしまして、平成30年4月の開設を目指す中で造成の設計及び建築の基本設計を平成27年度当初から委託いただきますように、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、ページが飛んで56ページをお願いいたしたいと思っております。

第13款災害復旧費の農業土木災害復旧補助事業、農地復旧でございます。補正予算額といたしましては、150万円の補正でございます。8月定例月議会の際にご報告をさせていただいたところでございますが、本年8月9日から10日にかけての台風11号によりまして、川島町地内の畑において法面の崩壊被害が発生したため、国の農地災害復旧事業の採択を受けまして復旧工事を実施するための経費150万円の補正をお願いするものでございます。

農地が被災した場合の災害復旧事業につきましては、まず被災箇所の面積でありますとか、傾斜度、傾きなどから計算によりまして工事費の限度額というものが算定されるというようなルールになってございます。今回の被災箇所につきましては、その工事費の限度額が61万4000円と算定されたところでございます。この限度額に対しまして、国からの交

付金の補助率につきましては、農地の場合の基本補助率につきましては50%となっておるところでございますが、増嵩申請、さらに今回の災害につきましては激甚災害のほうにも指定されておるといところから、おおむね95%までの補助率にかさ上げされる見込みとなつてございます。したがいまして、61万4000円の95%、58万3000円が県を通じて国から交付される見込みとなつてございます。

また、工事費も補助残額、150万円から58万3000円を差し引いた91万7000円の12.5%を利用者負担金といたしましてご負担をいただくということで、11万4000円をその他特財として上げさせていただいております。

なお、8月定例月議会の際にご報告させていただきました、もう一件被災をしております三滝川の河川内の頭首工の被災につきましても、同様に国の災害復旧事業の採択を受けて復旧工事のほうを実施することとしておりますが、河川内の工事でありますことから、渇水期となる来年秋以降の工事となることもございまして、平成27年度の当初予算によつて計上させていただくことを予定しております。

補正予算についての説明は以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

続きまして、食肉センター食肉市場場長。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

それでは、食肉センター食肉市場特別会計の補正予算について説明申し上げます。

補正予算書の該当ページについては、101から103ページなんでございますけれども、説明につきましては、商工農水部の予算常任委員会資料、資料①の中で説明させていただきたいと思ひます。商工農水部の予算常任委員会資料、資料①。

○ 伊藤 元委員長

附箋のいっばいついたやつですね。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

①の10ページでございます。

○ 伊藤 元委員長

先ほどけいりん事業課で使った次です。よろしいですか。そうです。それです。10ページです。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

10ページでございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしく申し上げます。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

補正の予算につきましては、食肉センターにおきます清掃業務委託、これの債務負担行為の限度額の設定でございます。この清掃業務委託につきましては、平成27年度の清掃業務委託なんですけれども、来年度の4月1日から契約を予定しておる関係で今年度中に入札等の発注準備が必要なことから、債務負担行為の限度額の設定をお願いするものです。

清掃業務の内容につきましては、屠蓄ライン、食肉ラインにつきましては、使用者である四日市畜産公社のほうで毎日清掃等、洗浄、清掃を実施しておりまして、そのほかの部分、事務室とか会議室とか廊下とか、そういった部分の清掃業務委託でございます。清掃の内容につきましては、場所とか清掃の内容につきまして、内容別には年1回から週に1回するものに分けて区分してございます。

契約予定期間につきましては、平成27年度の年間を予定してございます。

限度額につきましては、140万円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明は以上ですね。

それでは、質疑、ご意見のございます方は挙手にてご発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

一番最後の食肉センターの清掃業務委託費の債務負担行為のあれですけど、10ページずっと見ていったら、契約は1年間なんですよね。今までもずっと1年間ごとに入札とかでやってきたんかなと思うけど、1年ごとに入札、契約するのがいいかどうかものによって違うと思うんやけど、下見ていったら、期間は26年度から27年度までって、何かようわからんような書き方してあるなと思ってさ。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

実際の委託業務につきましては、契約は27年度なんですけれども、4月1日からの契約ですので、今年度中、26年度中に入札とかそういった事務手続が発生します関係で、それで26年度という書き方になっております。

以上です。

○ 加藤清助委員

その1年間でずっとやってきたんか、1年のほうがいい、ベター、メリットがあるというところ辺はどうなの。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

これまで毎年、1年間で債務負担行為を同じように組ませていただいて発注してございます。それで、業務の内容につきましては、施設の総合管理なんかになりますと、やっぱり複数年契約のほうが利点もあるかと思うんですけれども、あくまでもこれは清掃業務でございますので、余り複数年という形でのメリットも少ないということで1年間の契約とさせていただきます。

○ 加藤清助委員

随意契約じゃないと思うんやけど、1年ごとにやっておるほうが実際の契約の競争性が担保されるのか、でも、これだけの1カ所の契約というのが、実際は例えば過去5年、毎年契約、入札してきた会社が交互に変わったりとかしているのか、いや、5年、10年ずつと一緒のところは請け負っているのか、この背景はどうなんですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

これまで例年、指名競争入札で調達契約課のほうで入札させていただいております。それで、過去10年間のあれを見ますと、そのうち9年間は同じ業者さんが落札されております。それで、1年間については違う業者さんが落札しているというふうな状況です。それから、ちなみに入札の請負率ですね。こちらが設計しまして、それが入札、落ちた額が幾らというものでございますけれども、これについては、年によって若干上下はあるんですけども、71%から99.5%の間で推移しております。

○ 伊藤 元委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 早川新平委員

茶業振興センターの移転整備事業なんですが、当初は民有地を予定しておったと。だけど、それが市有地にいったと。その経緯をちょっと教えて。

○ 北住農水振興課長

当初の今年度予算を要求させていただくときには、予定の候補地といたしまして、水沢地内で例えばふれあい牧場周辺でありますとか、そういった近隣の現在ある施設と連携ができるような場所という形で民有地を探そうというところで予算計上をさせていただいたところなんですけれども、今回、私らももともとこの星の広場の下に市有地があるというのは正直知らなかったものですから、当初は候補にしていなかったんですけども、探さず中で候補地としてここが挙がってきたというところで、市有地でもありますことから、ここを移転先として選定させていただいたというものでございます。

○ 早川新平委員

わかりました。

市有地であるのがわからなんだ。ちょっと準備不足やなと思ったけどな。ありがとうございます。

○ 伊藤 元委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 芳野正英委員

33ページの農地情報システム改修費なんですけど、農地台帳の作成が法定化をされるということなんですけど、農地台帳自体、前からあって、それを整理していたのが既存の農地情報システムということなんですかね。それを今回は公表に向けた整備にするのか、1からの台帳を全部作り出すのか、その辺ちょっと詳しく説明してもらえますか。

○ 杉本農業委員会事務局副参事

農業委員会事務局の杉本でございます。

今回の農地台帳の法定化につきましては、既に農家台帳、農地台帳というのはもう既に各市町の農業委員会で持っております。ただ、今回、窓口公表とともに新たな項目も含めて追加した形で農地台帳を整備するよというところが法的に決まっております。今回の追加項目をシステムの中に追加していくのとあわせて、窓口の公表の際に帳票出力等も必要になりますし、新規項目に伴ってデータの連携作業等も必要になってまいりますので、そういったところでのシステム改修をさせていただくものということでございます。

○ 伊藤 元委員長

ほかにいかがでしょうか。ありませんか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

なしということですので、それでは、質疑はこの程度で終結させていただきます。

それでは、予算常任委員会の産業生活分科会として採決をとっていきたいと思いますが、特に反対意見もなかったようで、討論、ございませんね。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決をとり行っていきたいと思います。

議案第52号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出6款農林水産業費、第1項農業費（人件費補正分を除く）、第13款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）及び議案第55号平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんが。

（異議なし）

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件は原案のとおり決することになりました。

[以上の経過により、議案第52号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第1項農業費（人件費補正分を除く）、第13款災害復旧費、第2項農林水産施設災害復旧費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）及び議案第55号 平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

続きまして、それでは産業生活常任委員会に切りかえ、引き続き、農水振興課所管の議案について審査を行います。

議案第73号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正について

○ 伊藤 元委員長

まず、議案第73号四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正についてを議題といた

します。

資料の説明を求めます。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

よろしく申し上げます。

説明については、議会の定例会議の議案書ですね、その中の97ページに該当部分がございます。

○ 伊藤 元委員長

97ページ、よろしいですか。

お願いいたします。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

議案第73号ですけれども、食肉市場の業務条例の一部改正ということで、まず、このせり人の部分でございますけれども、これにつきましては、せり人の資格規定、これは三重県の卸売市場条例のほうで資格規定が規定されてございます。県条例の改正を受けまして、県条例の条数が繰り上がったことを受けまして、以前は第40条でしたのが第39条に変わったということで条項ずれを整備するものでございます。

それから、その次の第23条の2につきましては、食肉市場の業務条例においては、市場での売買取引の方法を規定してございます。この中でインターネット等を利用した電子商取引の規定がございまして、その中でその取引時に提供される情報、これについての規定を食肉市場の業務条例の中でしてございます。

その中で、98ページのほうで、今までこういうのはJAS法のほうから引用してくる部分ございましたけれども、食品表示法という法律が新たに公布されたことを受けまして、食品表示法からの引用と改めるものでございます。

それから、あと、食品表示法の公布につきまして、若干ご説明させていただきますと、提出議案参考資料、もう一つの薄い冊子でございますけれども、提出議案参考資料の10ページです。10ページでございます。これまで食品の表示につきましては、食品衛生法、それとあとJAS法、それから健康増進法という三つの法律で食品の表示についての規定がございました。これらの表示に関する規定が新たに食品表示法が交付されまして、そこに

統合されたというふうなものでございます。

これまで食品衛生法におきましては、食品の安全性にかかわる表示——例えばアレルギーとか添加物といったものの表示——それから、JAS法につきましては、食品の品質にかかわるもの——原産地表示とか原材料表示——を規定してございました。また、健康増進法におきましては、栄養表示ですね、カロリーとかそういったものの表示が規定されてございます。これらの食品の表示に関する規定が食品表示法のほうに統合されたものでございます。

食品表示法につきましては、平成26年6月28日に公布されまして、2年以内に施行というふうな形になっておりまして、だから、来年の6月28日までに施行されることとなっておりますけれども、現在のところ、まだ未施行の状況でございます。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑、ご意見ございます方は挙手にて発言お願いします。いかがでしょうか。

○ 加藤清助委員

条例の一部改正はようわかるんですけど、そうすると、JAS法から引用しておった条文が新しい食品表示法に基づく内容に書き改めて、売買取引の方法の条文の中のあれやけど、そうすると、食肉市場としては何が変わるの、対応とか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

食肉市場としては、内容は全く変わらないけれども、引用しておった法律が変わりましたので、JAS法から食品表示法というふうに引用する法律名が変わるといふ、部分が変わるといふふうなことです。

それから、あと、食品表示法を制定されまして、食肉だけではなくて全体的に変わるといふ、今つかんでおる情報では、これまで栄養表示、カロリー表示なんかにつきましては、健康増進法では任意という形になってございましたけれども、食品表示法に変わりました、これが義務化されるというふうなことと、それから、あと、表示義務に違反した場合、違

反すると命令があるわけなんですけれども、命令にも従わなかった場合につきましては罰則規定が強化されるというふうなものでございまして、一般の事業者の方がしていた表示ですね、その内容は変わらないというふうな情報は得てございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

だから、市場としては別に業務で相手側と何も変わることはないけれども、食肉市場から原料で出ていったやつを加工したり、販売業者になると、今まで表示していたラベルのところが変わるという意味に受け取ればええんやね。だから、食肉市場としては条文というか条例の表記は変わるけど、何も業務上だとか、発信する内容とか、問い合わせに対応する内容は何も変わらないという意味でいいね。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

そのとおりでございます。

○ 伊藤 元委員長

ほかに何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

なしということですので、質疑は終結させていただきたいと思います。

それでは、常任委員会として採決に移っていきたいと思います。

討論ございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決をとらせていただきます。

議案第73号四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第73号 四日市市食肉地方卸売市場業務条例の一部改正についてについて、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、議案第82号四日市市茶業振興センターの指定管理者の指定について及び議案第83号四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

議案第82号 四日市市茶業振興センターの指定管理者の指定について

議案第83号 四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定について

○ 伊藤 元委員長

資料の説明を求めます。

○ 北住農水振興課長

茶業振興センター及びふれあい牧場の指定管理者の指定についての議案についてご説明させていただきます。

資料につきましては、産業生活常任委員会関係資料というのが表紙にございまして、それをめくっていただきまして、産業生活常任委員会資料、資料②と書いてございます資料となります。産業生活常任委員会資料、指定管理者制度について、資料②という。

○ 伊藤 元委員長

関係資料として②、③とありますね。表紙はね。その中の1枚はねてもらって、資料②。附箋がついています、資料②。

○ 北住農水振興課長

資料②、資料③と附箋がついていると思います。そちらの資料②をごらんいただきたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

はい、よろしくお願いします。

○ 北住農水振興課長

それでは、資料1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、茶業振興センターの指定管理者の指定につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の指定管理者の指定に係るものでございます。指定管理の期間を3年間としておりますのは、先ほど補正予算の際にもご説明させていただきましたように、当施設につきましては、平成29年度末をもって移転、閉鎖を予定しておるところから、現在の施設での3年間の指定管理をお願いするものでございます。

指定管理の募集及び選定の経過につきましては、3のほうに記載をさせていただいておるとおりでございますが、指定管理者の応募者につきましては、現指定管理者でございます、水沢茶農業協同組合1者でございました。

選定委員会によります審査の結果、水沢茶農業協同組合につきましては、茶についての専門的な知識や現在の指定管理者として施設の運営管理に関する知識、経験も有しておることから、今後も安定的に業務に携われるものとの評価をいただきました。

一方で、茶産地としての本市を広く周知するための体験でありますとかイベントについては、現状維持の限定的な提案にとどまっているとの評価もございましたが、総合的な判断をいただきました結果、6にありますような選定結果の概要にございますように、今後も指定管理者候補者として選定をいただきましたので、引き続き、水沢茶農業協同組合を指定管理者として指定いたしたいというものでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

次に、ふれあい牧場の指定管理者の指定につきましては、指定の期間が平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となっております。ふれあい牧場につきましては、当施設において、四日市酪農業協同組合が実施しております優良乳牛を育成する事業との連携を密接に行うことによりまして効率的な運営を図ることができるというような観点から、有限会社四日市酪農及び四日市酪農業協同組合のグループを特定とさせていただいたところでございます。

審査等の経過につきましては記載のとおりで、選定委員会からは、四日市酪農につきましては、これまでも指定管理者として当施設の運営管理に携わっていただき、知識、経験、能力を十分有しているという判断をいただきました。また、酪農や小動物に親しむことができる憩いの場を市民に提供することに対する熱意も感じられたというところで高く評価をいただきまして、指定管理者の候補として適切である旨のご報告をいただいておりますので、四日市酪農グループを指定管理者として指定いたしたいというものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご意見、ご質疑ございましたら挙手にてご発言をよろしく願います。

○ 芳野正英委員

指定管理されたところについてどうこう言うわけじゃなくて、選定方法なんですけど、ふれあい牧場が特定で、茶業振興センターが公募という、この差というのはどういうところにあるんですか。

○ 北住農水振興課長

ふれあい牧場につきましては、先ほども説明させていただきましたように、ふれあい牧場の牛舎のほうにおきましては、乳牛育成事業というものを四日市酪農業協同組合のほうに施設をお貸しして実施しております。そういったこともございまして、まだこれに親しむというところでいきますと、四日市酪農業協同組合が既にそこで事業をやっていたい

ておりますので、そこの連携ということもございますので、四日市酪農グループという形で特定をさせていただいたというものでございます。

一方、茶業振興センターにつきましては、過去2回指定管理をさせていただいておるんですけれども、いずれも水沢茶農業協同組合というのが指定管理でとっていただいているわけでございますが、こちらにつきましては、目的といたしましても、本市の茶の産地としてのPRというところもございます。こういったことについては、茶農協ではなくても市内でお茶に携わってみえる方であれば、事業の実施といたしましては可能であるという判断もありましたので公募という形をとらせていただいたものでございます。

○ 芳野正英委員

過去2回だけで確かに判断できないかもしれないですけど、実際、今、茶農協しか手は挙がらないところもあるでしょうし、実際問題、いずれどこかが公募で手を挙げるにしても、実際の体験等、それからいろんな部分でも茶農協との協働をもしほかのところを受けた場合はやっていかないかということを見ると、公募という形が本当にいいのかなという気も私はするので、その辺はまた次回の方に整理をしていただいて、新しい施設になるので、そこで新しいもう少し観光の機能をふやすんだという施設であれば、確かにこの公募のままでもいいですし、現状でいうと、実際は小中学生の――特に小学生とかですよ――受け入れがおおむね多いのかなと。あとはいろんな地元でのイベントのときの対応とかだと思いますので、そうすると、今の現状だと特定でやっていくほうが事務処理は煩雑ではないのかなと。

だけど、新しく今度移転をして、新しい機能をつけ加えていくというんだったら公募でもう少し機能を広げてPRということをやっていくことだと思いますし、そのどっちかに流れていくのかなと思うので、ぜひ、もしそのまま公募を維持するのであれば、茶業振興センターの機能をもう少し観光ですとか、PR機能を強化できるようにしていただければなど要望で終わらせてもらいます。

○ 伊藤 元委員長

という要望でございました。

○ 加藤清助委員

確認ですけど、芳野委員が、特定と特定しないの言われていましたけど、特定は5年で特定じゃないのは3年間の指定管理というのは、所管は財政経営部やけど、指定管理制度そのものの基本ラインやっただけ。茶業振興センターは3年でしょう、ふれあい牧場は5年でしょう。移転。

○ 北住農水振興課長

茶業振興センターにつきましては、29年度末をもって現地を移転するというごさいますので、現施設の間指定管理という形で3年間とさせてもらったところです。

○ 加藤清助委員

この選定結果の概要のやつは、さっき言われたように1者だけなんですけど、そういう場合というか、合格点というか、ボーダーラインというのは、今回70.1点やんか。50点でもクリアされるのか、そういうのって決まっておったけ。ちなみに、前は水沢茶農業協同組合やけど、前は何点で指定したん。

○ 北住農水振興課長

済みません、ちょっと前回は、今、持っていないんですけども、指定管理を所管しております財政経営部の選定委員会の中で一応60点以上であればということで聞いております。

○ 加藤清助委員

60点、そうなんや。割と緩やかやな。

あと、ふれあい牧場は5年で、この提案価格は5年の提案価格ですよ。

○ 北住農水振興課長

はい、そのとおりです。

○ 伊藤 元委員長

ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

なしということですので、本件については。

○ 村山繁生副委員長

正副打ち合わせのときに提案価格を入れてもらっていないねとお願いしたんやけど、ふれあい牧場のほう。入っている。入れてもらったんやな。この間のやつ見ておった。古い資料ですね。わかりました。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、質疑を終結させていただきます。

常任委員会として採決に移ってまいります。

討論ございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

議案第82号四日市市茶業振興センターの指定管理者の指定について及び議案第83号四日市ふれあい牧場の指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんですか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ご異議なしと認め、本件は可決するべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第82号 四日市市茶業振興センターの指定管理者の指定について及び議案第83号 四日市市ふれあい牧場の指定管理者の指定についてについて、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、以上で農水振興課さん所管の部分につきましては、全て終了ですね。

じゃ、長時間にわたりましてご苦労さんでございました。ありがとうございました。以後またよろしく願います。

では、委員の皆さんにおかれましては、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

済みません、どうも。長時間にわたりまして、中身の濃い質疑をしていただきましてありがとうございました。ご協力によりましてスムーズに進行が図れましたこと感謝申し上げます。

まず、幾つかちょっと決めていきたいことがございます。

冒頭にも申し上げましたけれども、所管事務調査がなかったのになしということで進めさせていただきましたが、休会中の所管事務調査ということで、この11月定例月議会が終了してから、2月定例月議会までの間ですが、何か所管事務調査について行いたい事項がございましたらご発言をいただきたいなと思うんですけれども。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

一任。ありがとうございます。

一任をいただきましたが、ほかよろしいですか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

そうしたら、ないようでしたら、実は私ちょっと以前から思っておったことがございまして、夏の8月定例月議会の決算の分科会でも出ておりましたけれども、農業センターに

ついて、そろそろこの先のあり方を見直したほうがええのではないかというご意見が出ておったような思いがあります。農業センター。私もそのとおりにかなというふうに、以前はもうバイテクを結構売りにやっておったんですけれども、最近ちょっとその辺の兆しがいかなもんかなということもございまして、次世代に続けるにはどうすればいいのか。また、理事者のほうがどのようなことを考えているのかということが気になりましたので、その辺をご提示いただきまして、皆様からこの農業センターの利活用について、今後どのようにすればいいのかご意見いただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひご協力をいただいて参加をしていただきたいなというふうに思っております。

そして、日程を調べさせていただきまして、ご提案させていただきたいんですが、まず、案1としまして、1月20日、もしくは1月21日になりますが、来年ですね。できれば1月20日の午後ぐらいから時間をとっていただくとありがたいかなと思っています。午前ですとちょっと時間も短いので、午後からですとうまいこといけばその日1日で終了ということもありますので、1月20日の午後、13時、1時からでよろしいよね。1時半のがええ。

(「1時半ぐらいからさせてもらうことが多いかな」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

多いんやわな。

どうですか。皆さんがよければ、1時からスタートさせてもらって早目の上がりをするということで。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

そうしたら、とりあえず午後1時からスタートさせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

万が一、この日で終結できやんだ場合、万が一ですね。一応、予備日として1月30日の午前中、予備日としてです。ですから、初日で20日の午後からでまとまれば30日はなくなります。ということで、1月30日の金曜日午前中、これだけちょっと確保だけしておいて

ください。もう1日で終わらずつもりでいきたいなというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、11月定例月議会の議会報告会についてですけれども、1月9日ですね、金曜日、6時半から楠総合支所の3階の大会議室、こちらのほうでとり行いたいというふうには思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

シティ・ミーティングのテーマなんですが、前回もちょっとお話ししたんですけれども、ちょうど合併から10年ということで、2月7日には10周年の最初の事業もあるということで、議会として楠の住民さんから、この10年振り返って思うことなんかを受ける場所、対応はなかなか難しいものはありますけれども、住民の率直な意見を聞いて、しるしをしておけばなというふうな思ひがありまして、広範囲に及ぶのでいろいろと問題が出るのではないかとちょっと懸念がありますけれども、そこら辺は大きく受けとめて答えていきたいなというふうには思っておりますので、皆さんのご理解とご協力いただければ、そのような議題。

○ 小林博次委員

要望会になると、これ、制度そのものが壊れてしまう。

○ 伊藤 元委員長

要望を受けるものではないということです。この10年間を振り返って思うことというような形でおさめていきたいと。この中でこんなことがまだしていないやないか、どうなん、こうなんというのもあろうかと思ひますが、その辺はもう私のほうからも言っておりますし、市民からそれを広く受けていくものではないということだけはきちんとさせていきたいと思ひますので、その辺をご理解いただいて、ざっくばらんに合併について話し合ひができるといいのかなというふうには思っております。

いかがでしょうか。

それかまた何か、こういうふうなテーマのがいいのではないかとというようなご提案ございましたら。いかがでしょうかね。よろしいですか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

そうしたら、何とか積極的に、問題が広がらないように押さえながら進めさせていただきたいと思いますので、ご協力お願いしたいと思います。

じゃ、また、冒頭話させていただきました、前回の報告書、内容の中身、何か修正等ご意見ございましたら事務局のほうまでお願いいたします。

以上で終了とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

15 : 05 閉議